

後期高齢者医療制度について

平成19年10月11日

1

説明内容

- (1) 後期高齢者が加入している健康保険
- (2) 国保保険税の決め方、納める人
- (3) 被用者保険の保険料の決め方
- (4)～(5) 後期高齢者医療制度の保険料
- (6) 各項目の説明
- (7) 保険料の軽減について
- (8) 1人当たりの保険料
- (9) 保険料の納め方
- (10) 保険証の交付
- (11) 保険料を滞納すると

2

(1) 後期高齢者が加入している健康保険

国民健康保険 ----- 個人事業者、退職者、
無職 約19万人

被用者保険 ----- 会社員、その被扶養者
約4万人

政管健保、健保組合、
共済組合 等

※人数は、群馬県数値

3

(2) 国保保険税の決め方

予想される医療費 - 国などの補助金 - 自己負担金
(病院等での窓口で支払う額)

= 確保すべき保険税



所得割 + 資産割 + 均等割 + 平等割

世帯の所得に
応じて

世帯の資産に
応じて

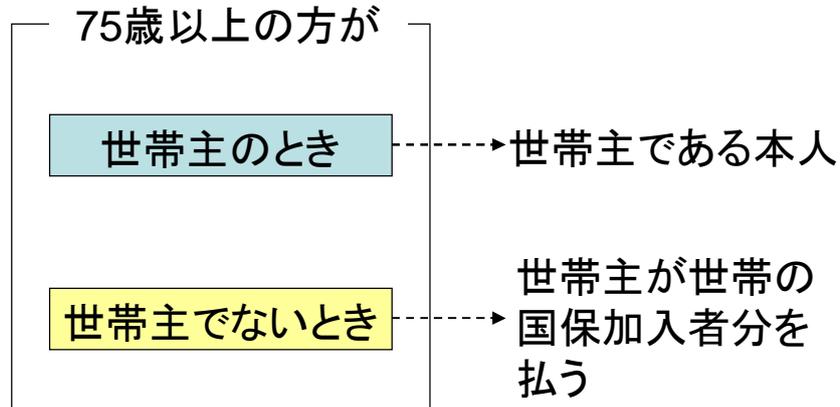
世帯の加入者
数に応じて

1世帯あたり

※上記の構成は市町村により異なります。

4

国保保険税を納める人



5

(3) 被用者保険の保険料の決め方

保険料 = 会社 (50%) + 被用者 (50%)



※所得割のみの計算になります。

65歳以上の方は、別途、年金天引き又は納付書により納めます。

※75歳以上の方でも被用者であれば、被用者保険に加入します。

6

(4) 後期高齢者医療制度の保険料

所得割 + ~~資産割~~ + 均等割 + ~~平等割~~

同一世帯に属する75歳以上の方のみの所得及び収入により判定

※国保の保険料の計算方法に近い

7

(5) 保険料の決め方について

【基本原則】

- 賦課額は、**2年単位**で算定
- 保険料率(均等割額、所得割率)は、2年ごとに広域連合の財政が均衡するように、設定する。
- **県内同一**の保険料

8

保険料の計算式

- ① 費用－収入＝保険料収納必要額
- ② 保険料収納必要額÷予定保険料収納率＝保険料総額
- ③ 保険料総額＝所得割総額(50%)＋均等割総額(50%)

所得割率(%)＝所得割総額／所得金額の合計額

均等割額(円)＝均等割総額／被保険者数

9

(6) 各項目の説明

費用について

- ① 給付費等総額
- ② 財政安定化基金拠出金
- ③ 保健事業に要する費用
- ④ 審査支払手数料
- ⑤ 葬祭費その他

10

①給付費等総額について

- 医療費から、患者の窓口負担を控除。
- 平成18年度の老人医療給付費に、平成20年度、21年度の老人医療給付費の伸び率を掛けた見込額。

11

群馬県の被保険者及び医療費の推計

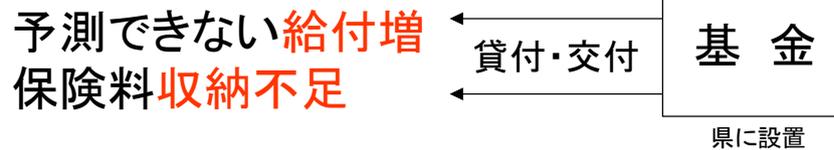
年 度	18	19	20	21
被保険者数 (千人)	223		236 →1.06倍	239 → 1.01倍
医療費 (億円)	1577		1705 → 1.08倍	1811 → 1.06倍

・18年度は実績値

・20年度、21年度は、18年度実績値をもとに推計

12

②財政安定化基金拠出金について



【財源】

国1/3・都道府県1/3・広域連合1/3

13

③保健事業に要する費用

- 保健事業の内容
74歳以下の特定健診に準ずる
- 実施方法
市町村への委託
- 費用
現在、試算中

14

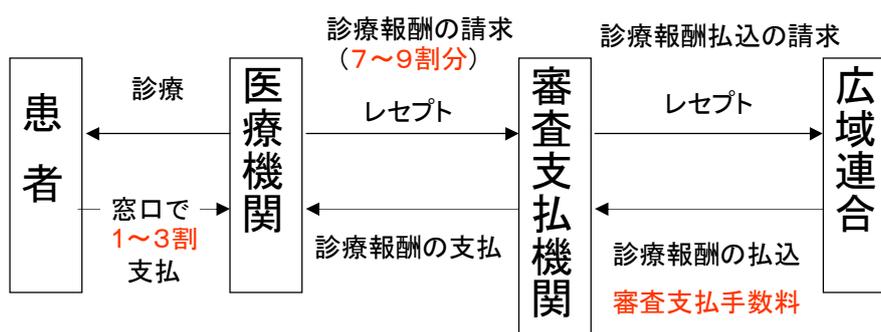
・高齢者を対象とする主な健診等

(平成20年度以降)

健診(健診)等	対象者	法的根拠	実施者
特定健診	40～74歳	高齢者医療確保法	医療保険者義務
後期高齢者健診	75歳以上		広域連合努力義務
生活機能評価	65歳以上	介護保険	市町村義務

15

⑤ 審査支払手数料



審査・・・レセプト(診療報酬請求明細書)の審査
 氏名、傷病名、治療内容等を記載

16

⑥ 葬祭費その他

○葬祭費 約12000件/年を想定
1件につき50,000円(予定)を支給(約6億円)

○予備費 約18億円

17

(7) 保険料の軽減について

- 保険料の軽減……………低所得者向け
(均等割分)

2割

5割

7割

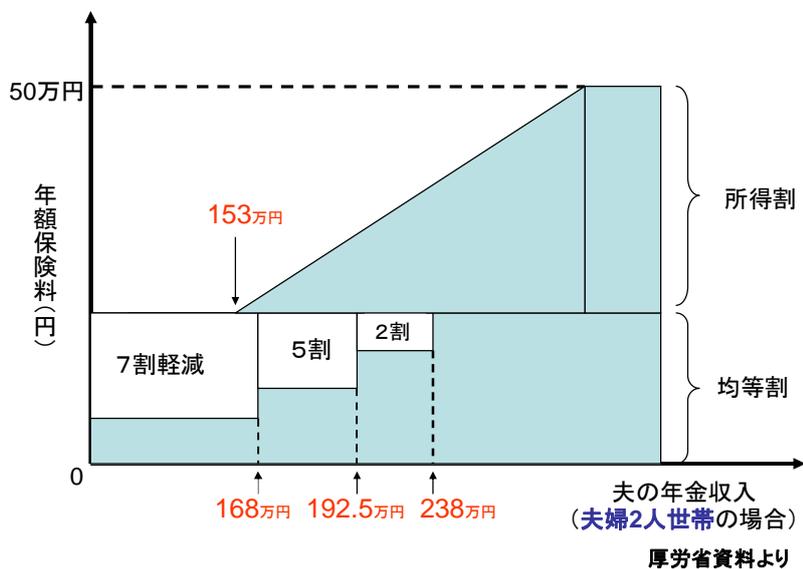
- 被扶養者の負担軽減……2年間半額とする
(保険料の均等割分)



国は、凍結の方向で調整中

18

低所得者への負担軽減措置モデル



19

(8) 1人当たりの保険料

1人当たり保険料額

= 被保険者均等割額 + 1人当たり所得割額

被保険者本人の基礎控除後の総所得金額等 × 所得割率

20

保険料の計算例(国モデル)

① 年金208万円を受給(単身世帯、所得割率約7%)

年金208万円－公的年金等控除120万円－基礎控除33万円
 = 55万円(賦課対象所得)

[所得割額] 37,200円 < 月額**3,100円** >
 (55万円 × 約0.07 ≒ 37,200円)

[均等割額] 37,200円 < 月額**3,100円** >
 (医療給付費10.3兆円 × 0.1 - 公費負担500億円) ÷ 2 ÷ 1300万人 ≒ 37,200円

保険料月額 **6,200円**

均等割: 所得割=50:50のとき

被保険者数

保険料で賄う分

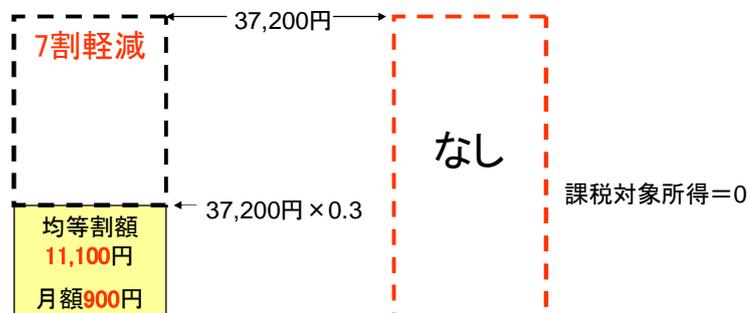
21

② 基礎年金79万円を受給(単身世帯)

～均等割(月額3100円)、所得割約7%の保険料率のとき～

【均等割】

【所得割】



保険料=均等割額11,100円+所得割額0円
 =11,100円

22

③ 自営業者の子供と同居する人

子の年収390万円、親の基礎年金79万円

～均等割(月額3100円)、所得割約7%の保険料率のとき～

【均等割】



【所得割】



課税対象所得=0

$$\begin{aligned} \text{保険料} &= \text{均等割額}37,200\text{円} + \text{所得割額}0\text{円} \\ &= 37,200\text{円} \end{aligned}$$

23

④ 被用者の子供と同居する人

子の年収390万円、親の基礎年金79万円

～均等割(月額3100円)、所得割約7%の保険料率のとき～

【均等割】



【所得割】

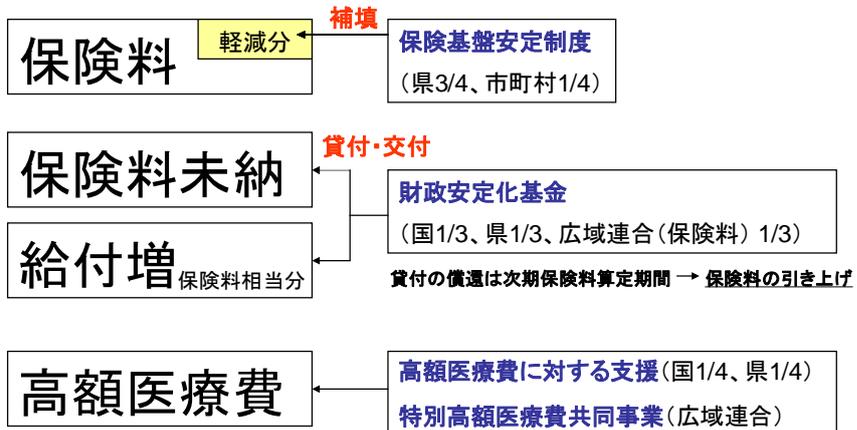


課税対象所得=0

$$\begin{aligned} \text{保険料} &= \text{均等割額}37,200\text{円} + \text{所得割額}0\text{円} \\ &= 37,200\text{円} \end{aligned}$$

24

後期高齢者医療財政について

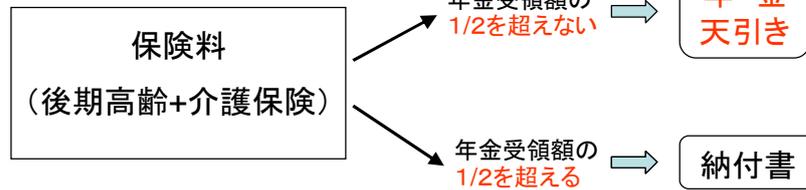


25

(9) 保険料の納め方

年金の年額

【18万円以上】



【18万円未満】

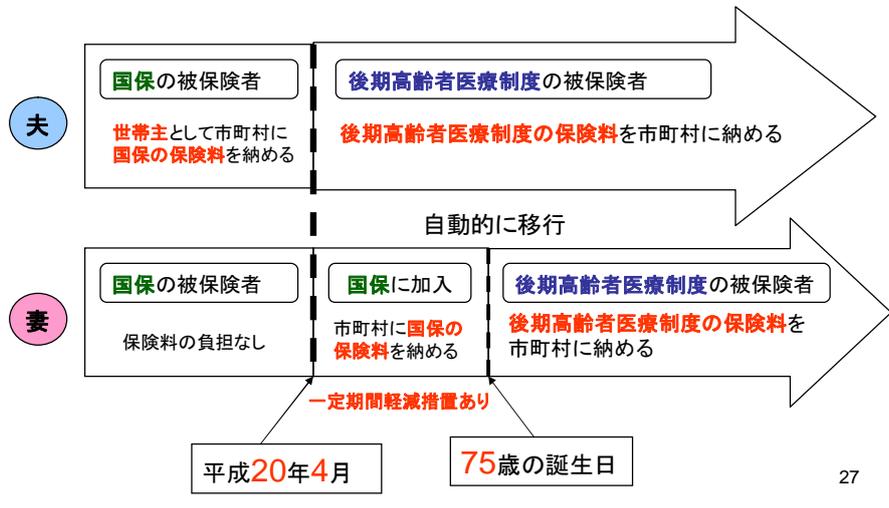


市町村から送られる納付書により、取り扱い金融機関で納めます。

26

保険料の納入例

例 夫:国民健康保険(世帯主)75歳 妻:国民健康保険(被扶養者)74歳



(10) 保険証の交付

平成20年3月 後期高齢者医療の保険証を交付

平成20年4月 国保等の健康保険証、老人医療受給者証の返納

平成20年8月 前年度所得を反映した自己負担割合(1割、3割)で保険証を交付

※市町村を通じて交付します

(11)保険料を滞納すると

～市町村窓口で相談を受けます～

納付期限を過ぎると

〇ヶ月を過ぎると

1年を過ぎると



電話や文書
による

保険証の有効期間
が短くなる

保険証は返還します

※**資格証明書**は、特別な事情もなく保険料を1年以上納付せず、
納付指導にも応じない等の場合に発行します。

※資格証明書が交付されると、医療機関窓口で**一旦医療費を全額支払い**、
後日、保険相当分(7～9割)が戻ります。

29